

特定商取引法に違反した連鎖販売業者に対し、北海道初の取引の停止命令を行いました

平成18年12月11日

環境生活部生活局くらし安全課

北海道は、平成18年12月11日付けで、学生等の若者をターゲットに商品（フットバス）の販売のあっせんを行う会員を募って組織を拡大する連鎖販売取引を行っていた事業者に対して、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第39条第1項に基づき、当該事業者の連鎖販売業に係る連鎖販売取引を3か月間停止するよう命じました。

特定商取引法に基づき、北海道が業務停止命令を行うのは今回が初めてです。

道民のみなさんへ

- 1 自分の儲けのために友人を勧誘することは、友人を利用することになります。また、経済的負担をかけることにもなり、大切な友人との人間関係にヒビがはいることも考えられます。
- 2 連鎖販売取引には多くの法規制があり、勧誘する人が法違反行為を行った場合には、行政処分を受けたり逮捕されたりすることもあります。
- 3 これからお正月休みなどを迎え、友人と久しぶりに会うなどの機会が増えることと思いますが、簡単に儲かるなどの話を持ちかけられた場合には十分注意してください。
- 4 クーリング・オフの期間は20日間です。少しでも不審に思うことがあれば道や市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社ジーラックス
- (2) 代表者：代表取締役 大倉 満
- (3) 本社：札幌市白石区東札幌4条6丁目1番15号
- (4) 資本金：800万円
- (5) 取引形態：連鎖販売取引
- (6) 取扱商品：フットバス（商品名：ハイドックス）
- (7) 設立年月日：平成18年6月22日（登記上）

2 相談の状況（PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）より）

- (1) 全国 33件（平成18年12月7日現在の登録データ）
- (2) 北海道 33件（平成18年12月7日現在の登録データ）

ア 年度別相談件数（北海道）

年度	相談件数
18	33件
計	33件

イ 相談の傾向（北海道）

- ・契約金額：349,650円
- ・契約者平均年齢：21.06歳（20歳が半数以上の22件）

3 命令の内容

平成18年12月13日から平成19年3月12日までの間、特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引のうち、次の行為を停止すること。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い又は勧誘者に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

4 取引の概要

主に学生などの若者をターゲットにして、特定利益（自分より下位の会員の獲得に成功した場合に得られる収入）と権利収入（ハイドックスをエステ店などに貸し出して得られるオーナー収入）を収受しうることをもって誘引し、ハイドックスの購入代金等合計34万9,650円を特定負担として、ハイドックスの販売のあっせんについての契約を締結する。

5 事業者の代表的な手口

(1) 氏名等不明示（特定商取引法第33条の2）

株式会社ジーラックス（以下「会社」という。）の勧誘者は、消費者と最初に接触する際、

「稼げる話がある。」

「バイトみたいなもんだから。」

「おいしい話がある。」

などとのみ告げ、勧誘に先立って、その相手方に対し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げない。

また、(株)ジーラックスという統括者の名称や、フットバスという商品の種類についても明らかにしない。

消費者は、契約後に会社の勧誘者から勧誘方法の指導を受けるが、その際、「誘うときは詳しいことを話してはいけない。」「とにかくサロン（会社事務所の通称）に連れてくればよい。」などと指導される。

(2) 不実告知（特定商取引法第34条第1項1号及び5号）

ア 商品の効能に係る不実告知

会社の勧誘者は、勧誘に際し、ハイドックスの効能について、その根拠がないにもかかわらず

「水を入れて、足を入れてスイッチを押すと、体から毒が出て水の色が変わる。」

「足湯みたいな感じで、お水を溜めてそこに塩を入れて、マイナスイオンが出て、それから電磁波が出て、足から毒素を出す機械だ。」

と不実のことを告げる。

イ その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要なものに係る不実告知

会社の勧誘者は、勧誘に際し、実際は収入が保証されているわけではないにもかかわらず

「借りたとしても月の返済は権利収入が入ってくればすぐに返せるし、それから絶対プラスになってくるから。」

「絶対売れる保証がある。」

「失敗するはずねえもん。」

と不実のことを告げる。

(3) **公衆不出入場所勧誘**（特定商取引法第34条第4項）

会社の勧誘者は、電話等により、勧誘に先立って特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨を告げずに公衆の出入りする場所以外の場所である会社事務所へ誘引した者に対し、連鎖販売取引の契約の締結について勧誘をする。

(4) **適合性原則違反**（特定商取引法第38条第1項第4号、特定商取引法施行規則第31条第7号）

会社の勧誘者は、商品を購入する資金のない学生に対し勧誘行為を行い、その者に対し、契約を締結するために消費者金融からの借入れを勧める。また、その際

「学生とは言わないで。勤務先はアルバイト先を書けば良い。」

「収入は月16万円にして。」

などと、虚偽の記載を指示する。

(5) **書面交付義務違反**（特定商取引法第37条第1項及び第2項）

会社は、商品の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項、商品名、商品の販売価格、特定利益に関する事項、特定負担の内容が記載されていない概要書面を交付する。

また、会社は、商品の種類及びその性能若しくは品質に関する事項、商品の販売のあっせんについての条件に関する事項、当該連鎖販売契約の解除に関する事項、特定利益に関する事項、特定商取引法第34条に規定する禁止行為に関する事項が記載されていない契約書面を交付する。

6 処分の状況

(1) 北海道における特定商取引法による処分は、本年8月について5回目（本年度3回目）

(2) 北海道における特定商取引法による業務停止命令は初

(3) 都道府県における特定商取引法による業務停止命令は、東京都2回、静岡県2回、香川県1回について6回目

(4) 都道府県における、特定商取引法による指示を経ない業務停止命令は、東京都、香川県について3回目

問合せ先

環境生活部生活局暮らし安全課

消費問題対策グループ

T E L 011-231-4111 内線24-167

【事例 1】

会社の勧誘者 J は、平成 18 年 6 月ころ、友人である消費者 A (学生) に「遊べるか。」と電話をした。A が「遊べるよ。」と答えると、J は「今から行くから。」と言って A 宅を訪問した。

J は「行くから。」と言い、A がどこに行くのか聞いたところ、J は「良い話なんだけど、お前だから紹介したいんだよね。」と言った。A がどのような話が聞いたところ、J は「まあバイトみたいなもんだから。」と、明確には答えなかった。A が「バイトやってんの。何のバイト。」と聞くと、J は「やってるよ。流通だ、流通。」「絶対良い話だから来てくれない。」と会社事務所へ来るよう誘った。

A は、J とは仲が良かったので、良い話ということに特に疑問を持つこともなく、何だろうな、と感じるくらいで、その日は何も用事がなかったこともあり、行くことにした。

このとき A は、会社の名称も商品のことも J からは聞かされていなかった。

その後、会社事務所で別の勧誘者 K が A を含む消費者数人に対し、会社の連鎖販売取引の概要の説明、商品の説明をした。

K は、連鎖販売取引に係る収入について、「誰々さんは車を買った、誰々さんはマンションを買った。」「トップの方は何千万もいっているよ。」「最初から 30 万円を持ってきたのは今まで 2 人ぐらいかな。とりあえずあつという間に借金は返せる。だから消費者金融でも心配はない。」などと言った。

また、K は、商品の説明として、「水を入れて、足を入れてスイッチを押すと、体から毒が出て水の色が変わる。」「東京の美容室に貸す。」などと言った。

K の説明後、A と J 及び別の勧誘者 L の 3 人での話し合いとなった。

L は「30 何万円かかるけど、どうすれば良いか悩んでるでしょ。」と A に言った。

A が「30 何万円も持っていませんよ。」と答えると、L は「みんな消費者金融とかから借りてるから、お金の心配はいらない。消費者金融から借りるんだよ。」と言い、「学生とは書かないで。」「バイト先に電話がいくけど、名前を言うだけだから大丈夫だよ。」「お金を借りる理由は、生活に困ったと書くと返すあてがないと思われるから、旅行と書いて。」などと、学生である A に消費者金融からの借入方法を指導した。

A が契約するかどうかで悩んでいたところ、L は「ここで勝ち組になるか負け組になるか、わかりますよね。」「別にやめても良いけど、明らかに得な話だよ。」などと A を説得し続けた。

A は、その日は帰宅したものの、その夜、会社の行う連鎖販売取引が純粋に良いものなのだと思ってしまい、約 1 週間後、札幌駅近くの消費者金融から借り入れをし、学校の授業終了後、J と一緒に会社事務所へ行き契約を締結した。

A は、契約締結後、契約書面のコピーを交付されたが、概要書面は交付されなかった。契約書面には、特定商取引法に定められた事項の記載が足りなかった。

【事例2】

会社の勧誘者Mは、平成18年7月ころ、高校時代の友人である消費者B（学生）に電話をし、「めっちゃ良い話あるんだよね。会って話そうよ。」と言った。Bがどのような話なのか尋ねたがMははっきりと答えなかった。Bは連鎖販売取引ではないかと思い、「そういう系なの。」とMに聞いたところ、Mは「実は仕事なんだよね。何もしなくても良い仕事なんだ。」「内容はとりあえず会って話すから。」と言った。

ところが、約束の日の数日前に、Mは「自分がお世話になっている人が話してくれるから。私も一緒にいるから大丈夫だから。」と会社事務所へ来るよう誘い、Bは、断りづらくなって、会社事務所へ行くことにした。

このときBは、会社の名称も商品のこともMからは聞かされていなかった。

数日後、BはMと一緒に会社事務所へ行き、そこで別の勧誘者Nを加えて3人組になり、主にNが会社の連鎖販売取引の概要の説明や商品の説明を行った。

Nは、「ハイドックスを店に置いて使ってもらって権利収入もついてくるんだ。」「今デトックスが流行っているから絶対売れると思って、自分たちもやっている。絶対売れる保証がある。」「9月までにある段階までランクアップすると、ご褒美としてハワイに行ける。ハワイは、芸能人が行くハワイだから、絶対楽しいよ、だから頑張ろうよ。」などと言った。

Bは、Nの説明を聞いて、通常の連鎖販売取引と違い、人を紹介しなくても権利収入が入ってくるので、友人を誘って迷惑をかけることもないと思い、契約することにした。

Bは、約35万円の支払い方法についてNに尋ねたところ、Nは「なかったら借りてやってる人が多いよ。借りることは全然恥ずかしいことじゃないし、みんなやってるから。」「多分月に返すのが1万ちょいぐらいだから、もし一回人を呼んで入ったら3万円。権利収入が入ってくるのは遅れても3か月後ぐらいだから、一人入れるだけで3か月分の返すお金ができる。その後はどんどん返せるし、二人入ったらプラスになるんだよ。」などと言った。

Bは、消費者金融から借りることに不安を覚えたが、権利収入が入ることやアルバイトの収入から、月1万円程度なら返していけると思い、消費者金融から借入れをして契約することにした。

Bは、Nから、消費者金融から借入れをする際の注意点として「月10万くらいもらってると言えば大丈夫。」「学生っていうのは絶対伏せて。」と言われていたため、言われたとおりにして消費者金融から借入れをし、契約を締結した。

契約締結後、Bは別の勧誘者Oから勧誘方法の指導を受けたが、その際、「最初は詳しくは話すな。なるべく仕事っていうことは言わないで。」などと指導された。

Bは、契約締結後、契約書面のコピーと概要書面を交付されたが、どちらの書面にも特定商取引法に定められた事項の記載が足りなかった。